

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	母子保健に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

田原市は、母子保健に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

田原市長

公表日

令和7年11月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健に関する事務
②事務の概要	<p>母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき、妊産婦や乳幼児に対しての健康診査、保健指導の実施等に関する事務を行う。</p> <p>母子保健法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none">①保健指導及び健康診査に関する事務②新生児、妊産婦及び未熟児の訪問指導に関する事務③妊娠又は低体重児の届出に関する事務④母子健康手帳の交付に関する事務⑤養育医療の給付、養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務
③システムの名称	健康管理システム、宛名管理システム、統合宛名システム、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
母子保健情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の70の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表の主務省令で定める事務を定める命令第40条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	情報照会 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2の表 95の項、96の項 情報提供 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2の表 42の項、48の項、71の項、80の項、112の項、125の項、161の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども健康部 健康課
②所属長の役職名	健康課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	田原市役所 総務部 総務課 〒441-3492 愛知県田原市田原町南番場30番地1 電話 0531-23-3506

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 田原市役所 こども健康部 健康課
〒441-3492 愛知県田原市田原町南番場30番地1
電話 0531-23-3515

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	<p><選択肢></p> <p>[1万人以上10万人未満]</p> <p>1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>
いつ時点の計数か	令和7年7月31日 時点

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>[500人未満]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 500人以上 2) 500人未満</p>
いつ時点の計数か	令和7年7月31日 時点

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>[発生なし]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 発生あり 2) 発生なし</p>
--	--

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	------------------------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[人手を介在させる作業はない]

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	健康管理システムにおいて、担当業務に必要な範囲のみで閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐づけられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐づけ、事務に必要な情報との紐づけが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査

実施の有無	[<input checked="" type="checkbox"/> 自己点検]	[<input type="checkbox"/> 内部監査]	[<input type="checkbox"/> 外部監査]
-------	--	-----------------------------------	-----------------------------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	---------------------------------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[全項目評価又は重点項目評価を実施する]

最も優先度が高いと考えられる対策	[<input type="checkbox"/> 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策]
<選択肢>	

- 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策
- 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策
- 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策
- 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
- 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策
- 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策
- 9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--------------	------------------------------------	---

判断の根拠	健康管理システムにおいて、担当業務に必要な範囲のみで閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐づけられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐づけ、事務に必要な情報との紐づけが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	
-------	--	--

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月30日	I -1-②事務の概要	母子保健法の規定に基づき、母子健診情報の管理、統計報告資料作成、データ分析等の処理を行う。 ①健康診査の実施 ②妊娠の届出 ③母子健康手帳の交付 ④養育医療の給付又は費用の徴収	母子保健法の規定に基づき、以下の事務を実施する。 ①保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨に関する事務 ②新生児の訪問指導の実施に関する事務 ③健康診査の実施又は健康診査を受けることの勧奨に関する事務 ④妊娠の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務 ⑤母子健康手帳の交付に関する事務 ⑥妊産婦の訪問指導の実施又は診療を受けることの勧奨に関する事務 ⑦低体重児の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務 ⑧未熟児の訪問指導の実施に関する事務 ⑨養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する事務 ⑩養育医療に要する費用の徴収に関する事務 本市において、特定個人情報ファイルは以下の事務について使用する。 ①健康診査の実施に関する事務 ②妊娠の届出に関する事務 ③母子健康手帳の交付に関する事務 ④養育医療の給付又は費用の徴収に関する事務	事後	
平成29年6月30日	I -1-③システムの名称	健康管理システム、統合宛名管理システム、中間サーバ	健康管理システム、統合宛名、中間サーバ、電子申請システム	事後	
平成29年6月30日	I -5-②所属長の役職名	健康課長 本多 剛晴	健康課長 小久保 智宏	事後	
平成29年6月30日	II -1 対象人数	平成27年4月1日 時点	平成29年6月30日 時点	事後	
平成29年6月30日	II -2 取扱者数	平成27年4月1日 時点	平成29年6月30日 時点	事後	
令和1年6月7日	IV - 1 リスク対策	項目なし	リスク対策を追加	事後	評価書の様式変更による
令和2年2月1日	I - 1-③システムの名称	健康管理システム、統合宛名管理システム、中間サーバ、電子申請システム	健康管理システム、宛名管理システム、統合宛名システム、中間サーバ、あいち電子申請届出システム	事前	システムの更新に係る再実施による
令和3年3月22日	II -1 時点	令和2年2月1日 時点	令和3年3月22日 時点	事後	
令和3年3月22日	II -2 時点	令和2年2月1日 時点	令和3年3月22日 時点	事後	
令和7年11月26日	I 1. ② 事務の概要	母子保健法の規定に基づき、以下の事務を実施する。 ①保健指導の実施又は保健指導を受けることの勧奨に関する事務 ②新生児の訪問指導の実施に関する事務 ③健康診査の実施又は健康診査を受けることの勧奨に関する事務 ④妊娠の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務 ⑤母子健康手帳の交付に関する事務 ⑥妊産婦の訪問指導の実施又は診療を受けることの勧奨に関する事務 ⑦低体重児の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査に関する事務 ⑧未熟児の訪問指導の実施に関する事務 ⑨養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する事務 ⑩養育医療に要する費用の徴収に関する事務 本市において、特定個人情報ファイルは以下の事務について使用する。 ①健康診査の実施に関する事務 ②妊娠の届出に関する事務 ③母子健康手帳の交付に関する事務 ④養育医療の給付又は費用の徴収に関する事務	母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき、妊産婦や乳幼児に対しての健康診査、保健指導の実施等に関する事務を行う。 母子保健法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法(平成25年法律第27号、以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務で取り扱う。 ①保健指導及び健康診査に関する事務 ②新生児・妊産婦及び未熟児の訪問指導に関する事務 ③妊娠又は低体重児の届出に関する事務 ④母子健康手帳の交付に関する事務 ⑤養育医療の給付・養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更に当たらないため。
令和7年11月26日	I 1. ③ システムの名称	健康管理システム、宛名管理システム、統合宛名システム、中間サーバ、あいち電子申請システム	健康管理システム、宛名管理システム、統合宛名システム、中間サーバ、	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更に当たらないため。
令和7年11月26日	I 3 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(平成25年法律第27号、以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一 第49項 合成手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号) 第40条	番号法第9条第1項 別表の70の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表の主務省令で定める事務を定める命令第40条	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更に当たらないため。
令和7年11月26日	I 4. ② 法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号 別表第二 第69の2、70項 行政手続における特定の個人の識別をするための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令令(平成26年内閣府、総務省令第7号。以下「番号法別表第二命令」という。) 第38の3、第39条 【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号、別表第二 第26、56の2、69の2、87の項	情報照会 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2の表 95の項、96の項 情報提供 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2の表 42の項、48の項、71の項、80の項、112の項、125の項、161の項	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更に当たらないため。
令和7年11月26日	I 5. ①部署	健康福祉部 健康課	こども健康部 健康課	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更に当たらないため。
令和7年11月26日	I 8. 連絡先	田原市役所 健康福祉部 健康課 〒441-3492 愛知県田原市田原町南番場30番地1 電話 0531-23-3515	田原市役所 こども健康部 健康課 〒441-3492 愛知県田原市田原町南番場30番地1 電話 0531-23-3515	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更に当たらないため。
令和7年11月26日	IV 8. 人手を介在させる業作	新規追加	十分である	事前	
令和7年11月26日	IV 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	新規追加	十分である	事前	